

【経営統合の理念・背景等】

Q. これまで両グループのビジネスモデルは異なっていたと考えられますが、統合後のビジネスモデルはどのようなものになるのでしょうか？

A. 従来型バンキング業務に依存した収益構造からの脱却を目指してきた点は、これまでも両グループに共通しているところであり、今後においても変わりはありません。統合後、新信託銀行グループとして、2009(平成21)年11月6日付プレスリリースにも記載のとおり、「銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループ」を目指してまいります。

Q. メガバンクグループに伍して成長していけるのでしょうか？

A. 今回の統合によって、新信託銀行グループが重視する資産運用・管理残高は本邦最大となることに加え、総資金量、投信・年金保険等販売残高でも、メガバンクに匹敵し得る規模になりますが、メガバンクとは異なる経営モデルを目指しており、他グループと総資産の規模を競う考えはありません。我々信託銀行グループの真価を発揮することが求められている中、信託銀行グループとして企業価値向上を図っていくことがベストであると認識しています。

Q. グローバル戦略について、どのように考えていますか？

A. 海外ネットワークを活用し、「日本株・本邦不動産運用ニーズを中心とする様々な運用ニーズへの対応」、「アジア株を含む外国株運用力の強化」、「海外日系営業の強化」を重点戦略として推進してまいります。

Q. 運用関連子会社は、今後どのように統合・再編していくのでしょうか？特に、日興アセットマネジメントについてはどのように整理していくのでしょうか？

A. 本邦最大の資産運用グループとして飛躍するに相応しいグループ経営態勢を構築していく観点等から、運用関連業務を担う子会社等については機能別等に再編し、統合持株会社が直接経営管理する態勢を構築していく方向で検討してまいります。なお、日興アセットマネジメントについては、新信託銀行グループの運用関連業務の強化に資するものと考えており、同社の独立性を維持し、同社の将来における上場方針を支持することに、特段の変更はありません。

【統合効果】

Q. 統合によるシナジー効果は、どの程度見込んでいますか？

A. 地域・顧客基盤等の高い補完性や、拡充された専門性と総合力を駆使した、よりの確なお客様のニーズへの対応等、統合による相乗効果は非常に高いものと考えております。定量的な効果につきましては今後、検証の上、公表させていただきます。

Q. 統合で重複店舗の統廃合等、見直しを行うのでしょうか？

A. 両グループ信託銀行の本支店の内、地域的に重複しているものは約2割程度(合計118店舗中29店舗)ですが、今後、お客様の利便性等を勘案し店舗網の再編成等を検討してまいります。

Q. 経費はどの分野を中心に、どの程度削減されるのでしょうか？

A. これまで両グループが別々に進めてきたシステム開発の一体化のほか、重複する管理費用等の合理化を進めることで、経費についても相応に削減できるものと考えておりますが、具体的な削減効果につきましては今後、検証の上、公表させていただきます。

【統合プロセス】

Q. 何故、これまで持株会社体制でなかった住友信託が持株会社体制での経営統合を選択したのでしょうか？

A. グループ経営を展開する上で、信託銀行本体とのビジネスの関係上、中立性を維持・確保した方が望ましい子会社が増えてきたため、持株会社体制を選択することといたしました。

Q. 持株会社体制による経営統合に1年半程度もかかるのは何故でしょうか？

A. 経営統合に伴って米国証券法の手続きが必要となる可能性が高く、それに伴う国際会計基準等による財務諸表の作成・提出等を踏まえれば、必要かつ最短の期間と考えております。

Q. 株式交換契約締結、株主総会開催のスケジュールを教えてください。

A. 今後詳細を検討し、経営統合に向けて適切な時期を設定し、公表させていただきます。

Q. 統合(株式交換)比率算定にあたっての考え方、時期について教えてください。

A. 今後、両社がそれぞれ指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、両社協議の上で、適切な時期に合意・公表を行ってまいります。

Q. 会計上はパーチェス法が適用されるという理解でよいのでしょうか？

A. 会計基準に則り、パーチェス法が適用されると認識しております。

Q. 住友信託は株式交換により上場廃止になると思われませんが、上場廃止までのスケジュールを教えてください。

A. 持ち株会社による経営統合(株式交換)は平成23年4月1日を目処としており、上場廃止は同年3月下旬となる見込みです。

Q. 傘下銀行再編までに2年半程度もかかるのは何故でしょうか？

A. システム統合等、お客様にご不便をお掛けしないよう、万全を期して統合作業を進めていくために必要な期間と考えております。

【財務・資本政策】

Q. 統合後の自己資本の水準は十分でしょうか？

A. 両グループとも十分な自己資本の水準を確保しており、直ちに資本増強が必要な状況とは認識しておりません。但し、国際的な自己資本比率規制強化の議論については十分留意し、リスクアセットコントロール、計測手法の高度化などに取り組んでまいります。

Q. 新信託銀行グループは、自己資本比率規制上、国内基準行・国際基準行のいずれでしょうか？

A. 新信託銀行グループは海外事業を展開していく方針であり、国際基準行となる予定です。

Q. 統合前・後の配当政策はどうするのでしょうか？

A. 統合前の配当政策については、基本的にそれぞれ従来の方針を維持していく予定です。統合後の方針については、従来通り株主利益を重視しつつ、経済・規制環境などを踏まえた適切な方針を改めて検討してまいります。

【公的資金】

Q. 住友信託は、中央三井トラスト・ホールディングスの公的資金についてどのように考えているのでしょうか？

A. 中央三井トラスト・ホールディングスは、従来通り、市場売却又は自己株式の取得により、早期返済に向けて取り組んでいく方針と聞いております。公的資金が統合に際しての大きな問題になるとは考えておりません。

Q. 仮に、統合までに中央三井トラスト・ホールディングスが返済できなかった場合にはどうするのでしょうか？

A. 統合後の新信託銀行グループとして、早期の返済を目指して取り組んでまいります。

以 上

将来見直しに関する注意事項

このお知らせには、上記の中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と住友信託銀行株式会社間の経営統合及び業務提携ならびにその結果にかかる将来見直しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他、これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。多くの要因によって、本文書に述べられている「将来に関する記述」と大きく異なる実際の結果が、将来発生する可能性があります。かかる要因としては、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 両社が本案件の条件に関し一部あるいは完全に合意できないこと
- 本案件に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本案件の完了に必要な規制上の条件又は他の条件が充足されないリスク
- 本案件の当事者に関連する法制度、会計基準等又はその他の経営環境の変化が及ぼす影響
- 事業戦略を実行する上での課題
- 金融の不安定性及び他の一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本案件の完了に関するその他のリスク

その他の情報及びその入手先

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社(以下「中央三井トラスト・ホールディングス」といいます。)は、住友信託銀行株式会社(以下「住友信託銀行」といいます。)との経営統合計画に関連して、フォームF-4 による登録届出書を米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)にファイルする可能性があります。フォームF-4 をファイルすることとなった場合、フォームF-4 には目論見書及びその他の文書が含まれることとなります。フォームF-4が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である住友信託銀行の株主総会の開催日前に、フォームF-4の一部として提出された目論見書が、住友信託銀行の米国株主に対し発送される予定です。フォームF-4 がファイルされることとなった場合、ファイルされるフォームF-4 及び目論見書(その後の修正を含みます。)には、中央三井トラスト・ホールディングス及び住友信託銀行に関する情報、経営統合計画ならびに本案件の条件を含む関連情報などの重要な情報が含まれることとなります。住友信託銀行の米国株主におかれましては、株主総会において当該経営統合計画に対する判断をなされる前に、本計画に関連してSEC にファイルされた又はされるフォームF-4、目論見書及びその他の文書(その後の修正を含みます。)を注意してお読みになるようお願いいたします。フォームF-4 がファイルされた場合、本経営統合計画に関連してSEC へファイルされるフォームF-4、目論見書及び他の全ての文書は、ファイル後にSEC のウェブサイト(www.sec.gov)から無料で入手することができます。また、当該経営統合計画に関連してSEC へファイルされる目論見書及び他の全ての文書は、中央三井トラスト・ホールディングス(Fax 番号 +81-3-5232-8716)または住友信託銀行(Fax 番号 +81-3-3286-4654)に対してファックスで請求することにより無料で住友信託銀行の米国株主に提供されます。